

社団法人 焼津青年会議所 庶務規程

第 1 章 総 則

第 1 条 この法人の庶務規程についての総則は、この規程の定めるところによる。

第 2 章 事 務 局

第 2 条 定款第 2 条に定める事務局は、焼津市栄町 4 丁目 2 番 5 号に置く。

第 3 条 事務局の構成は、事務局長 1 名、会計理事 1 名、事務局員若干名（専従事務局員を含む）をおく。

第 4 条 総会及び理事会の議事録は、事務局長がこれを管理し、事務局に備え付けるものとする。

第 5 条 事務局の職務分掌は次のとおりとする。

- (1) 理事長、副理事長のセクレタリー等の補佐
- (2) 財産の管理
- (3) 慶弔に関する件
- (4) 文書等の保管
- (5) 会員台帳、名簿等の保管
- (6) 通信連絡関係
- (7) 収支予算書、決算書等の総会議案書作成
- (8) 会費の徴収及び経理事務
- (9) 物品、備品の保管管理

2. 事務局は事業年度毎に次の分類に従い文書を整理、保存しなければならない。

- | | |
|----------------------------------|--------|
| (1) 本会議所の定款並びに諸規程 | 永久保存 |
| (2) 総会及び理事会の議事録 | 永久保存 |
| (3) 本会議所内部の文書綴り | 5 年間保存 |
| (4) 公益社団法人日本青年会議所及び他青年会議所関係の文書綴り | 3 年間保存 |
| (5) 本会議所会報綴り | 1 年間保存 |
| (6) 事務局日誌 | 3 年間保存 |
| (7) 受発信簿 | 1 年間保存 |
| (8) その他定款に定められた事務及び理事会で決定された業務 | 1 年間保存 |

第6条 この法人の業務を円滑に行うため専任の事務局員を置く。

第7条 その他事務局に関して必要な事項は、理事会の決議を経て定める。

第 3 章 慶 弔

第8条 会員の慶弔に関しては、次の基準により慶弔金もしくは記念品を贈る。

- | | |
|-------------------------------------|--------------|
| (1) 正会員の結婚 | 5,000円(+祝電) |
| (2) 正会員の死亡 | 10,000円(+花輪) |
| (3) 正会員の長期に亙る傷病 | 5,000円(+花) |
| (4) 正会員及び正会員の配偶者の出産(初産のみ) | 5,000円 |
| (5) 正会員の配偶者の死亡 | 5,000円(+花輪) |
| (6) 正会員の父母又は子供の死亡 | 5,000円(+花輪) |
| (7) 正会員の祖父母の死亡(但し同居に限る) | 5,000円 |
| (8) 以上のほか必要と認められた時理事会の協議によりこれを決定する。 | |

第 4 章 旅 費

第9条 理事会の認めた出張に対しては、次のとおりの旅費を支給する。

- (1) 目的地までの往復普通料金相当額(必要に応じ急行料金、通行料金を加算する。)
- (2) 宿泊料は理事会で必要と認めた場合のみ支給する。

第 5 章 文 書 の 書 式

第10条 この法人の定款及び諸規程における次の文書の書式を別表のとおり定める。

- (1) 入会申込書 (別表1)
- (2) 退会届 (別表2)
- (3) 休会届 (別表3)

附 則

1. 本規程に定めるもののほか、この法人の庶務に関する必要な事項で定款第22条第1項2号によるもの以外は、理事会において決定する。
2. 本規程は、設立許可のあった日から施行する。

昭和59年12月 1日施行

平成 7年 8月17日改定

平成10年 8月18日改定

平成23年 1月 1日改定